

番号：140015

国名：パプアニューギニア

担当：農村開発部水田地帯第一課

案件名：小規模稲作振興プロジェクト（フェーズ2）（機械精米サービス）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：機械精米サービス
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年4月上旬から2014年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 2.13M/M、合計 2.43M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 4日、現地派遣期間 64日、帰国後整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	収穫後処理に係る各種業務
対象国/類似地域	パプアニューギニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パプアニューギニア国では、農業は国民の生計を大きく支える産業であり、同国の実質GDPの約27.9%（2012年）を占めている。国民の約8割は農業セクターに従事し、その多くが自給食料の生産と輸出換金作物であるコブラ、コーヒー、カカオなどを栽培する小規模農家である。かつては食料自給が可能であったが、人口増加と、都市化、産業開発及び食生活の変化により、食料需要が増大し、近年、穀物や肉など多くの食料を輸入に依存している。特に、コメはパプアニューギニアにおける重要な主食の一つとなっているが、供給の大半を輸入に依存しており、これによる外貨流出が年間4億キナ（約160億円）に及んでいる。また、小規模農家ではコメの購入費が家計への大きな負担となっている。

このような背景から、コメを国内で自給することを目標に、技術協力プロジェクト「小規模稲作振興計画」（フェーズ1）が2003年から2008年まで実施され、小規模稲作技術の整理と強化（低投入の陸稲栽培管理、手動木臼による収穫後処理、種子の自己生産と保存、稲作技術のサイクル化）、モデル農家を通じた農民間普及手法の導入、地方政府（州及び郡）による普及サービスの構築（モデル農家支援システム構築、公営精米所の機能強化、種子配布の実施）、及び中央行政の政策実施・機能強化（稲作普及課（Rice Extension Unit: REU）の創設）及びガイドラインの策定が実施された。さらに、対象2州（東セピック州、マダン州）の農業畜産局に対する稲作振興事業管理能力の強化を行った結果、州政府が独自に稲作振興予算の確保に努めるなど、州政府のイニシアティブによりモデル農家アプローチによる稲作普及を推進する体制が構築された。その後、REUは、小規模稲作の普及対象として2州（マヌス州、ミルンベイ州）を選定し、活動を展開している。

しかしながら、フェーズ1の成果を踏まえ、上記4州を中心に全国的に稲作の普及が進展する一方で、病害虫による被害や休耕期間の短縮による収量低下が新たに顕在化してきた。そのため、これら技術的課題の克服が求められるとともに、稲作普及の実態を把握し的確な行政施策を実施することが重要となり、モデル農家のモニタリング・支援の強化が課題となってきた。さらに、機械精米機の保守・維持管理技術の指導及び現地の状況に適した精米機の導入とともに、精米サービスの改善のための運営指針の策定が急務となった。加えて、中央政府と地方政府の連携強化及び稲作普及ガイドラインの整備を通じた稲作振興政策の実施体制の強化も喫緊の課題であった。

このような状況下、同国はモデル農家アプローチの適用拡大を通じた小規模稲作普及のための技術協力を日本政府に要請し、当機構は2011年12月から2015年5月までの3.5年間の予定で、農業畜産省をカウンターパート（C/P）機関として、技術協力プロジェクト「小規模稲作振興プロジェクト（フェーズ2）（Project on Promotion of Smallholder Rice Production (Phase 2)）」を実施、長期専門家2名（プロジェクトチーム：チーフアドバイザー／普及計画管理、業務調整／行政強化）を派遣中である。

本プロジェクトでは、対象州（ミルンベイ州、マヌス州、マダン州及び東セピック州）における小規模稲作の普及を目的として、モデル農家アプローチとその支援システムによる稲作普及サービスの実施体制の改善、公営・私営精米所による機械式精米サービスの改善、農業畜産省REUと食糧安全局による稲作政策の実施体制の強化のための活動を展開中である。

これまでに対象州4州におけるベースライン調査、精米機の配置実態・機能調査、モデル農家及び州政府職員を対象とした補完研修等を実施してきているが、対象州におけるモデル農家モニタリング・支援体制は脆弱な状況にあることから、一層の体制強化と活動の促進に取り組んでいる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、派遣中の他専門家と連携を密にしながら、これまでのプロジェクトの成果を基に、対象州における機械精米サービスの向上及び精米所の運営システムの改善のために、研修教材等の整備とともに、C/P機関及び対象州の稲作普及員の実施する精米所運営者及び精米機オペレーターに対する研修の指導等を通じて、C/P及び対象州の稲作普及員の技術習得を支援することを目的とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014年4月中旬）

① プロジェクト関連資料（詳細計画策定調査報告書、技術協力プロジェクト事業進捗報告

書、プロジェクト活動報告、研修教材等)を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。

- ② パプアニューギニア政府のコメ開発政策、プロジェクトのベースライン調査報告書、当該業務関連短期専門家の報告書他、ドナーの実施する稲作プロジェクト資料などを収集・分析し、同国における稲作振興の現状を把握する。
- ③ プロジェクトとの連絡・調整に基づき業務内容を検討し、現地での活動計画、C/P機関への指導内容及び工程(案)を記載した現地派遣期間のワーク・プラン(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。

(2) 現地派遣期間(2014年4月下旬～2014年6月下旬)

- ① ワーク・プラン(英文)を基に、C/P及びプロジェクトチームの専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② パプアニューギニアに導入されている精米機台数、型式、稼働状況、利用者の人数、歩留まり、財務管理等について調査票を用いて、州別にC/Pとともに調査する。調査の対象は、派遣時に実施予定の各対象州での精米所運営者・オペレーター研修会参加者とする。
- ③ 上記調査においては、精米品質に係る栽培技術及びポストハーベットの現状をC/Pとともに調査する。
- ④ 機械精米所の運営費用と精米処理量、歩留まり、手数料収入等のデータを収集し、機械精米所の収益性分析を行う。また、運営形態の違い(賃搗きと籾を購入・製品精白米を販売する商業精米)を比較検討する。
- ⑤ 機械精米サービスの改善計画をC/Pとともに作成する。改善計画には、精米機の技術仕様に係る提言、精米所運営の収益性分析、運営形態、既存機械設置、機材の維持管理、精米所運営に関連する栽培及びポストハーベスト技術の改善案を含む。
- ⑥ 既存機械精米所の運営に係る支援を行う。
- ⑦ 機械精米と手動精米の比較検討を行う。
- ⑧ 改善計画を反映し、機械精米サービス・ガイドライン(案)の作成を支援する。具体的には、ガイドライン作成の要件を提示の上、本プロジェクトを通じて設置したモデル精米所の持続的運営や機械精米サービスの普及を促すため、プロジェクトチームと協議の上、ガイドライン(案)の内容を検討する。
- ⑨ 機械精米サービス・ガイドライン(案)作成後の試用期間における活用の留意点を提言する。
- ⑩ 必要に応じ、対象州の関係者に対し、ワークショップを開催し、活動報告と改善提案・機械精米サービス・ガイドライン(案)の要点を説明する。
- ⑪ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAパプアニューギニア事務所に提出し、報告する。

(6) 帰国後整理期間(2014年7月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出し報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン(和文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、英文4部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、C/P機関)
- (2) 現地業務結果報告書(英文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

なお、現地業務結果報告書には以下のものを添付することとする。

- ア. 機械精米に関する現地指導用教材・テキスト（研修資料や技術マニュアル）
- イ. 機械精米サービス・ガイドライン（案）

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部：JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) プロジェクト実施上での残された課題
- 5) その他

現地派遣期間中は、業務従事月報を作成し、JICA農村開発部及びJICAパプアニューギニア事務所に提出する。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、あわせて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）ーポートモレスビー（パプアニューギニア）（直行便）間のみを計上して下さい。

パプアニューギニアの物価の高騰に伴う措置として、首都ポートモレスビーのホテル泊については1泊32,300円、レイのホテル泊については1泊27,300円にて経費を計上することとする。レイを除く地方部での宿泊については通常の宿泊料基準額を適用する。

なお、上記単価は物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性がある。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年4月26日～2014年6月28日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています。）。

- ・ チーフアドバイザー／普及計画管理（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／行政強化（長期派遣専門家）
- ・ 教材・広報資料作成（短期専門家：2014年4月～約2.4ヶ月間派遣予定）

③便宜供与内容

当機構パプアニューギニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ

- ポートモレスビー及び対象州における移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
必要に応じたC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯第一課（TEL:03-5226-8446）にて配布します。
 - ・ Papua New Guinea Rice Development Policy 2004-2014
 - ・ Monitoring & Review Rice Report Annual Report-2012
 - ・ Joint Mid-term Review Report
 - ・ 技術協力プロジェクト事業進捗報告書
 - ・ プロジェクト活動報告
- ② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ プロジェクト基本情報（ナレッジサイト>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/D468FBF6F5F363CD49257826007212B?OpenDocument>)
 - ・ 事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_1000373_1_s.pdf)
 - ・ パプアニューギニア独立国小規模稲作生産活動強化詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=100007953>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- ② 精米等コメのポストハーベストに関する十分な知見を有すること、及び稲作栽培の経験があることが望ましい。
- ③ パプアニューギニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAパプアニューギニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。
- ④ 本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」（※）のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う（右協力の有無による契約金額等の変動はない）。
※緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。
緑の未来協力隊ホームページ：
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

以上